

令和6年度鹿児島市新産業創出支援事業
新規事業立ち上げのための専門家による伴走型支援
対象事業者募集要項

1 趣旨

新たなサービス・製品を創出するための事業計画を募集し、選考した事業者に対し、新規事業の立ち上げのための専門家による伴走型の支援を行います。

2 支援対象事業者

次のいずれかに該当すると認められる新たなサービス・製品の開発に取り組む事業者とします。

- (1) 健康寿命の延伸や地域包括ケアシステム（注1）の構築に資する新たなヘルスケアサービスや製品を創出する取組
- (2) 既存の事業分野と、新たな技術や異なる事業分野とのかけ合わせ（注2）により、新たなサービスや製品を創出する取組
- (3) その他、社会課題解決に資する新たなサービスや製品を創出する取組

3 支援内容

(1) 内容

専門家による対面またはオンラインでのメンタリング（3～4回／最大6回）を実施し、事業計画を具体化するため、その方向性や社内体制の整理、必要な資金調達及び連携先とのマッチングをサポートします。

(2) 専門家

有限会社ビズキューブ 代表取締役社長 清水 洋一 氏

(3) 支援期間

選考後（令和6年8月予定）から令和7年3月31日まで

(4) 費用

無料。ただし、事業計画の実行に伴う費用は支援対象事業者の負担となります。

4 申込資格

次に掲げる条件の全てを満たす法人又は個人とします。

- (1) 「ヘルスケア産業部会」（注3）又は「新事業展開部会」（注4）の会員であること。
※ 部会への入会は随時受け付けていますので、未加入の方は伴走型支援の申込と併せてお申し込みください。
- (2) 鹿児島市内に本社若しくは主たる事務所を有する法人又は本市に住所を有する個人であること。
- (3) 納期の到来している鹿児島市税に滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者に該当していないこと。
- (5) 新たなサービス・製品の事業化に向けて、専門家のアドバイスを取り入れながら、事業計画を推進できる事業者であること。

5 申込方法等

(1) 申込期間

令和6年6月5日（水）から同年7月23日（火）まで

(2) 申込方法

次の書類に必要事項を記入し、「8 お問い合わせ、申込先」に記載の申込先までご提出ください。

- ① 新規事業立ち上げのための専門家による伴走型支援 申込書
- ② 鹿児島市税納付状況確認に関する同意書

③ 暴力団排除に関する誓約・同意書

※必要書類は鹿児島市ホームページからダウンロードをお願いします。

- (3) 提出された書類の返却や差し替えに応じることはできません。
- (4) 提出された書類は、支援対象事業者の選定及び選定後の支援以外の目的で使用することはありません。

6 支援対象事業者の選定

(1) 支援対象事業者数

4事業者程度

(2) 選定方法

事務局による書類審査（申込資格の審査）を経て、専門家を交えた選考を行い、主に次の項目を審査し、支援対象事業者を選定します。

- ・ 本事業の趣旨との整合性
- ・ 対象事業の動向や顧客ニーズに対する理解度
- ・ 新規性や、類似（既存）のサービス・製品に対する優位性
- ・ 事業化、マネタイズ（事業を収益化する仕組みづくり）の実現可能性
- ・ 本市産業への波及効果や、地域社会に対する価値提供の度合い

なお、必要に応じて経営状況に関する情報の提出を求める他、専門家を交えた面談を行う場合があります。

(3) 結果通知

選考の結果は、申込者に個別に通知します。

7 留意事項

支援を受けるにあたっては、以下のことに留意していただきます。

- (1) 国または県、市等から、同様の支援を受ける場合は、本事業の対象外とします。
- (2) 鹿児島市からの求めに応じて支援対象事業の進捗状況を報告していただくことがあります。
- (3) 支援対象事業者として選定された後は、専門家等の支援やアドバイスを建設的に受け入れていただき、新規事業の立ち上げに積極的に取り組んでいただくようお願いします。
- (4) 鹿児島市及び事務局との情報交換を積極的に行ってください。
- (5) 事業計画や製造設備、決算等、支援にあたり必要な情報の開示に同意していただきます。
なお、本事業で得た秘密情報は運営事務局、専門家含めて厳重に取り扱い、みだりに他人に知らせ、又は当該支援以外の目的には利用しません。
- (6) 本事業は専門家によるアドバイスを受けられるものであり、当伴走型支援を受けて立ち上がった新規事業によるサービスや製品等が、本市の認証や本市による有利な取り扱いを受けられるものではありませんので、予めご了承ください。また、同新規事業によるサービスや製品等の周知に際し、当伴走型支援を受けたことを告知する場合には、トラブル等防止のため、必ず事前に本市にご相談くださいますようお願いいたします。
- (7) 支援対象者として選定された後に、応募内容等に虚偽の記載が判明した場合や、応募の要件に該当しなくなった場合、また選定時の条件に反する場合は支援を中止します。
- (8) 支援を受けて開発した新商品などの発明や考案、特別な技術等についての特許申請等の法的保護は、応募者自身の責任で対処してください。
- (9) 応募内容等が第三者の知的財産権に損害を与えた場合は、応募者自身が自己の責任で解決することとなり、鹿児島市は一切その責めを負いません。

8 お問い合わせ、申込先

「鹿児島市新産業創出支援業務」運営事務局

(株式会社九州経済研究所 企画戦略部内)

担当：横山・大川

TEL：099-248-8691

Email：kikaku@ker.co.jp

※本事業は、「鹿児島市新産業創出支援業務」として、鹿児島市から委託を受けた

株式会社九州経済研究所が運営しています。

- 注1) 地域包括ケアシステムとは、「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」を意味します。
- 注2) 「既存の事業分野と、新たな技術とのかけ合わせ」とは、例えば、IoT 技術や画像処理技術などの新たな ICT 技術を活用した、食料品製造や農業等での生産性や付加価値向上に資するサービスなどが挙げられます。「既存の事業分野と、異なる事業分野とのかけ合わせ」とは、例えば、医療分野と観光（インバウンド）分野をかけた、訪日外国人向けのメディカル（治療・健診）サービスや医療渡航支援サービス、エネルギー分野と農業分野をかけた、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）サービスなどが挙げられます。
- 注3) 「健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの構築に資する新たなヘルスケアサービス及び製品など、ヘルスケア産業の創出を促進する」ことを目的に、鹿児島市が運営しているコミュニティです。経済産業省が地域への設置を推進している「地域版次世代ヘルスケア産業協議会」として位置づけています（会員は随時募集中）。
- 注4) 「既存の事業分野と、新たな技術や異なる事業分野とのかけ合わせによる新たな事業展開を促進する」ことを目的に、鹿児島市が運営しているコミュニティです（会員は随時募集中）。